⑶　受験願書用紙等の交付　受験願書用紙及び受験案内は、平成25年１月７日（月）から、次の場所において交付する。

郵送により請求する場合は、封筒の表に「願書請求　〇部」と朱書きし、あて先明記の返信用封筒（角形２号以上）に必ず所要の切手を貼ったものを同封すること。

ただし、都道府県の土木関係部局の主務課では郵送の取扱いはしない。

国土地理院（〒305―0811 茨城県つくば市北郷１番）

国土地理院北海道地方測量部（〒060―0808 札幌市北区北８条西２丁目１番１号　札幌第１合同庁舎）

国土地理院東北地方測量部（〒983―0842 仙台市宮城野区五輪１丁目３番15号　仙台第３合同庁舎）

国土地理院関東地方測量部（〒102―0074 東京都千代田区九段南１丁目１番15号　九段第２合同庁舎）

国土地理院北陸地方測量部（〒930―0856 富山市牛島新町11番７号　富山合同庁舎）

国土地理院中部地方測量部（〒460―0001 名古屋市中区三の丸２丁目５番１号　名古屋合同庁舎第２号館）

国土地理院近畿地方測量部（〒540―0008 大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪合同庁舎第４号館）

国土地理院中国地方測量部（〒730―0012 広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎２号館）

国土地理院四国地方測量部（〒760―0068 高松市松島町１丁目17番33号　高松第２地方合同庁舎）

国土地理院九州地方測量部（〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号　福岡合同庁舎）

国土地理院沖縄支所（〒900―0022 那覇市樋川１丁目15番15号　那覇第１地方合同庁舎）

各都道府県の土木関係部局の主務課

社団法人日本測量協会（〒112―0002 東京都文京区小石川１丁目３番４号　測量会館）及び各地方支部

３　合格発表及び通知　平成25年７月19日（金）に国土地理院、国土地理院各地方測量部及び国土地理院沖縄支所において合格者の受験番号及び氏名を公告するほか、全受験者あてに試験の結果（合否）を通知する。

また、国土地理院のホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

４　試験問題等の公表　国土地理院のホームページ上において、試験問題については試験実施後速やかに、標準的な解答及び合格基準については合格発表日に掲載する。

５　その他

⑴　試験場については、受験票を送付する際に通知する。

⑵　受験願書の受付期間終了後における受験地の変更については、平成25年４月１日（月）までに必着するよう文書で受験願書受付場所に届け出たものに限り認める。

６　試験に関する照会先　国土地理院総務部総務課試験登録係（〒305―0811 茨城県つくば市北郷１番）　電話番号　029（864）8214、8248

ホームページ　http://www.gsi.go.jp/

# 公　告

## 調　事　項

### 工場財団

東京都港区三田一丁目４番28号**矢崎総業株式会社**の工場財団に静岡県牧之原市布引原206番地１矢崎総業株式会社ものづくりセンターの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年12月３日

静岡地方法務局島田出張所

東京都港区三田一丁目４番28号**矢崎計器株式会社**の工場財団に静岡県牧之原市布引原206番地１矢崎計器株式会社ものづくりセンターの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年12月３日

静岡地方法務局島田出張所

### 有　権　者　申　出　方

元当局所属公証人片山博仁の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成24年12月３日　千葉地方法務局

### 被害回復給付金裁定表記載公告

平成24年12月３日　東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第39条において準用する同法第16条第３項において準用する同法第14条第３項の規定により、同法第16条第１項の規定により支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載したので公告する。

記

１　外国譲与財産支給手続番号　東京地方検察庁　平成20年第１号

２　支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載した年月日　平成24年12月３日

３　この公告に関する問い合わせ先

〒100―8903　東京都千代田区霞が関１丁目１番１号　東京地方検察庁　総務部　企画調査課

電話番号　03―3592―5611（代表）　内線6321

○　この公告があった時から６月間、資格裁定を受けた者が被害回復給付金を受ける権利を行使しないときは、その権利は消滅することとなります。

○　上記支給手続における申請人又はその代理人は、裁定表の閲覧を請求することができます。

### 犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成24年12月３日　盛岡地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　盛岡地方検察庁　平成24年第１号

２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成24年12月３日

３　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成21年１月頃から平成23年10月頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

石黒陽介と小林真一が種々の貸金業者名（検察官が既に把握している貸金業者名については、後記４の⑴を参照）で、業として行った出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第３項後段違反の罪のうち、法定の１日当たり0.3パーセントを超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様については、後記４の⑶を参照）

４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　検察官が既に把握している貸金業者名

アース、アスカリース、アルト、ウィング、エックス、開運堂、さくら、さくら信用、さくら総合、さくら総合信用、三光堂、三星堂、サンライズ、昭和堂、新栄、人友堂、すずらん、セピア、大商、タイム、タケ信販、トータルサービス、ハートキャッシュ、響、ファースト、ホープ、ホームファイナンス、丸井、三ッ星、やまと、やまと総研